



熊本県公報

第13002号
令和3年(2021年)
2月19日(金)
(毎週 火・金発行)

目次

告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 1
- 予算の専決処分…………… (財政課) 1
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 3
- 道路の供用開始…………… () 4

公 告

- 土地改良区の合併認可…………… (農村計画課) 4
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 4
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… () 4
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… () 5
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… () 6
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… () 6
- 公共測量の実施…………… (監理課) 6
- 公共測量の実施…………… () 6
- 基本測量の実施…………… () 6
- 農用地利用配分計画の認可…………… (農地・担い手支援課) 6
- 農用地利用配分計画の認可…………… () 7
- 農用地利用配分計画の認可…………… () 8
- 農用地利用配分計画の認可…………… () 8

登 載 依 頼

- 第4回熊本県環境基本指針・計画検討委員会の開催…………… (環境審議会) 9

告 示

熊本県告示第143号
介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。
令和3年（2021年）2月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
合同会社侑京	訪問介護事業所 ここね	八代市二見本町 718番地2	令和3年 (2021年)2月9日	訪問介護

熊本県告示第144号
地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により令和3年（2021年）2月5日付けで専決した令和2年度（2020年度）熊本県一般会計補正予算（第17号）の要領は、次のとおりである。
令和3年（2021年）2月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

専第 49 号

令和2年度熊本県一般会計補正予算(第17号)

令和2年度熊本県の一般会計の補正予算(第17号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,035,622千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,103,286,302千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年2月5日専決

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

第1表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 国庫支出金		297,783,496	1,824,211	299,607,707
	1 国庫補助金	224,916,934	1,824,211	226,741,145
2 諸 収 入		114,262,977	211,411	114,474,388
	1 雑 入	9,897,494	211,411	10,108,905
歳 入 合 計		1,101,250,680	2,035,622	1,103,286,302

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 商 工 費		136,728,620	2,035,622	138,764,242
	1 商 業 費	126,578,975	2,035,622	128,614,597
歳 出 合 計		1,101,250,680	2,035,622	1,103,286,302

熊本県告示第145号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和3年（2021年）2月19日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年（2021年）2月19日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	金山櫟野線	荒尾市金山字太力洗 1237番8地先から	131.0	防交安 (交通安全)

	同所	1240番5地先まで	全)
2	供用を開始する期日	令和3年(2021年)2月19日	

熊本県告示第146号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和3年(2021年)2月19日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年(2021年)2月19日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	竈門菰田 山鹿線	山鹿市西牧字下津留 737番地先から 山鹿市西牧字村の下 359番1地先まで	289.13	単道改 (舗装)

2 供用を開始する期日 令和3年(2021年)2月19日

公 告

熊本県公告第92号

玉名平野土地改良区及び玉名市土地改良区の合併については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第72条第2項の規定により令和3年(2021年)2月10日付けで認可したので、同条第3項の規定により合併により設立する土地改良区及び合併により解散する土地改良区について、次のとおり公告する。

令和3年(2021年)2月19日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 合併により設立する土地改良区
名称 玉名平野土地改良区
所在地 玉名市河崎993番地
- 合併により解散する土地改良区
名称 玉名平野土地改良区
所在地 玉名市河崎993番地
名称 玉名市土地改良区
所在地 玉名市岩崎163番地

熊本県公告第93号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和3年(2021年)2月19日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡益城町大字田原字居屋敷363番29
270.01平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
上益城郡益城町大字田原248番地1田原団地302号
浅井 護

熊本県公告第94号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和3年(2021年)2月19日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡嘉島町大字上仲間字皆本187番1
935.01平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
熊本市南区良町四丁目1番70号

アグリ開発株式会社

熊本県公告第95号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和3年（2021年）2月19日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字津久礼字廣街道2362番1
1,779.64平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
菊池郡菊陽町大字津久礼3078番地5
福島 知雄

熊本県公告第96号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和3年（2021年）2月19日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡大津町大字引水字西鶴40番6、同41番2及び同42番3
3,250.52平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
菊池郡大津町大字平川310番地
古庄 里美

熊本県公告第97号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和3年（2021年）2月19日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市須屋字枉松397番1、同398番、同404番1及び里道の一部
2,458.00平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市東区保田窪本町4番32号
株式会社ルミナスホーム

熊本県公告第98号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和3年（2021年）2月19日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡大津町大字大津字土井ノ内16番2、同26番4及び同28番3
4,133.35平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
菊池郡大津町大字新200番地
岩下 知幸
東京都練馬区桜台4-8-7日神パレス桜台208
岩下 美千瑠

熊本県公告第99号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和3年（2021年）2月19日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市須屋字下屋敷503番1、同503番3及び同507番1
1,226.83平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市東区健軍二丁目18番26号

熊本入大株式会社

熊本県公告第100号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和3年（2021年）2月19日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
（2工区）
玉名市玉名字彼岸田788番2、同792番1、同792番2、同793番1、同794番1、同795番1、同796番1、同797番1、同798番1、同799番1、同800番、同802番1、同803番1並びに里道の一部及び水路の一部
10,394.23平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
玉名市中1950番地
地方独立行政法人くまもと県北病院機構

熊本県公告第101号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により八代市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和3年（2021年）2月19日

熊本県知事 蒲島郁夫

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量（都市計画：修正数値図化、数値地形図データ作成）	令和2年（2020年） 10月13日から 令和3年（2021年） 3月30日まで	八代市の一部

熊本県公告第102号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により農林水産省九州農政局宇城農地整備事業所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和3年（2021年）2月19日

熊本県知事 蒲島郁夫

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量（基準点測量・水準点測量）	令和3年（2021年） 2月22日から 令和3年（2021年） 3月29日まで	宇城市松橋町、不知火町、小川町

熊本県公告第103号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により国土院院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公告する。

令和3年（2021年）2月19日

熊本県知事 蒲島郁夫

作業種類	作業期間	作業地域
基本測量（地殻変動補正パラメータ測量）	令和3年（2021年） 3月1日から 令和3年（2021年） 3月31日まで	熊本県全域

熊本県公告第104号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和3年(2021年)2月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人アグリサポート北新地	八代市鏡町北新地	八代市鏡町北新地字式番割317番1ほか91筆
有限会社ながまつ	八代市鏡町北新地	八代市鏡町北新地字式番割317番1ほか4筆
河原 正幸	八代市鏡町北新地	八代市鏡町北新地字式番割380番ほか9筆
河原 清	八代市鏡町北新地	八代市鏡町北新地字参番割567番ほか6筆
笹岡 信也	八代市鏡町北新地	八代市鏡町北新地字壹番割12番1ほか3筆
松田 曹二郎	八代市鏡町北新地	八代市鏡町北新地字参番割663番1ほか7筆
石田 信広	八代市鏡町北新地	八代市鏡町北新地字参番割577番1ほか13筆
中村 公俊	八代市鏡町北新地	八代市鏡町北新地字参番割621番1ほか11筆
田中 正智	八代市鏡町北新地	八代市鏡町北新地字式番割361番1ほか5筆
村上 寿啓	八代市鏡町北新地	八代市鏡町北新地字参番割666番ほか21筆
尾里 勇一	球磨郡錦町一武	球磨郡錦町大字一武字大原4138番ほか5筆
西嶋 保喜	球磨郡錦町一武	球磨郡錦町大字一武字平岩123番1
合同会社あぐり税所	球磨郡錦町一武	球磨郡錦町大字一武字平岩105番ほか4筆
永峰 隆弘	球磨郡錦町一武	球磨郡錦町大字一武字土木園966番ほか3筆
コムラ苗樹株式会社	球磨郡相良村柳瀬	球磨郡錦町大字西字馬渡849番2ほか2筆
田口 英一郎	球磨郡錦町木上西	球磨郡錦町大字木上西字真里581番ほか4筆
那須 勘作	球磨郡錦町一武	球磨郡錦町大字一武字平岩下691番
横谷 憲治	球磨郡錦町一武	球磨郡錦町大字一武字新替828番1ほか3筆
西嶋 健一	球磨郡錦町一武	球磨郡錦町大字一武字中鶴233番1ほか1筆
尾方 仁吏	球磨郡錦町西	球磨郡錦町大字西字堂ノ下2242番1
尾方 仁吏	球磨郡錦町西	球磨郡錦町大字西字堂ノ下2256番4
宮崎 弘子	球磨郡錦町西	球磨郡錦町大字西字久保2670番ほか1筆

2 認可年月日

令和3年(2021年)2月12日

熊本県公告第105号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和3年(2021年)2月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
田尻 隆広	玉名郡玉東町白木	玉名郡玉東町大字二俣字鍛冶場76番1ほか1筆
浦部 俊一	玉名郡和水町板楠	玉名郡和水町板楠字門出21番4
農事組合法人コムロード	山鹿市鹿本町御宇田	山鹿市鹿本町御宇田字立久保1724番ほか5筆
農事組合法人アグリつぶくろ	山鹿市鹿本町津袋	山鹿市鹿本町高橋字前田619番
農事組合法人川北夢百笑	山鹿市鹿本町中川	山鹿市鹿本町中川字栄田2445番ほか1筆

2 認可年月日

令和3年(2021年)2月12日

熊本県公告第106号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和3年(2021年)2月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
池田 秋則	上益城郡嘉島町上六嘉	上益城郡嘉島町大字上六嘉字前田447番ほか1筆
中山 大吾	上益城郡嘉島町上仲間	上益城郡嘉島町大字上仲間字居屋敷1707番1ほか3筆
花田 直	上益城郡益城町赤井	上益城郡益城町大字赤井字西鶴570番1ほか4筆
花田 直	上益城郡益城町赤井	上益城郡益城町大字赤井字五反田781番ほか16筆
渡辺 勝臣	上益城郡山都町市原	上益城郡益城町大字寺迫字舟面439番ほか7筆
佐藤 博信	上益城郡山都町仮屋	上益城郡山都町仮屋字十五田39番1ほか3筆
松本 辰昭	上益城郡山都町下名連石	上益城郡山都町下名連石字上鹿見塚新29番55ほか1筆
大久保 進	上益城郡山都町原	上益城郡山都町下名連石字迎中原新34番99
特定非営利活動法人丸山ハイランド	上益城郡山都町下名連石	上益城郡山都町下名連石字中原新35番73

2 認可年月日

令和3年(2021年)2月12日

熊本県公告第107号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和3年(2021年)2月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人熊本すぎかみ農場	熊本市南区城南町永	上益城郡甲佐町大字府領字上平下28番ほか149筆
村上 活芳	菊池市袈裟尾	菊池市袈裟尾字前田56番ほか3筆
村上 活芳	菊池市袈裟尾	菊池市袈裟尾字松山原333番
益崎 洋光	菊池市袈裟尾	菊池市袈裟尾字松山原332番ほか2筆
中川 勝博	菊池市七城町高島	菊池市七城町高島字島の前575番ほか1筆
農事組合法人えら	合志市合生	合志市合生字北田1315番ほか112筆
農事組合法人えら	合志市合生	合志市合生字前田1673番
農事組合法人えら	合志市合生	合志市合生字北田1341番ほか9筆
有限会社吉川農園	合志市野々島	合志市野々島字野田原4557番1ほか41筆
有限会社吉川農園	合志市野々島	合志市野々島字駄飼場2518番1ほか1筆

2 認可年月日
令和3年(2021年)2月12日

登載依頼

熊本県環境審議会公告第3号

第4回熊本県環境基本指針・計画検討委員会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりとする。

令和3年(2021年)2月19日

熊本県環境基本指針・計画検討委員会委員長 嶋田 純

- 1 開催日時
令和3年(2021年)2月26日(金) 10時00分から
- 2 開催場所
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁 本館5階 審議会室
- 3 議題
第四次熊本県環境基本指針・第六次熊本県環境基本計画の素案について
- 4 傍聴者の定員
5人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催時刻までに当該委員会の会場において、事務局の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、会場にて9時30分から先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 傍聴にあたっての留意事項
新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、発熱や風邪、味覚障害等の症状がある場合、及び、手指の消毒やマスクの着用など、適切な感染防止策を講じない場合は、会場に入ることができない。
- 7 問い合わせ先
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県環境審議会事務局(熊本県環境生活部環境局環境立県推進課)
(電話096-383-1111 内線7321)